

資 料 編

1 「群馬県社会的養育推進会議」の設置及び運営に関する要領等

1 「群馬県社会的養育推進会議」の設置及び運営に関する要領等

(1) 「群馬県社会的養育推進会議」の設置及び運営に関する要領 (趣旨)

第1条 この要領は、群馬県社会的養育推進計画（平成27～令和11年度）（平成27年3月策定。以下、「推進計画」という。）に基づき、「群馬県社会的養育推進会議」の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 推進計画に基づいた各種施策の積極的、効果的な推進を図るため、「群馬県社会的養育推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(設置期間)

第3条 推進会議の設置期間は、この要領の施行日からとする。

(所掌事務)

第4条 推進会議は、次の事項について、協議及び調整を行うものとする。

- 一 県並びに乳児院及び児童養護施設が策定した社会的養育推進計画の進行管理
- 二 推進計画における目標の見直し
- 三 その他、家庭的な養育環境の推進に関する協議及び調整

(構成)

第5条 推進会議は、別表のとおり学識経験者及び子育て支援団体関係者並びに社会的養育関係者、県関係者をもって構成する。

- 2 推進会議の主宰者（以下「主宰者」という。）は、群馬県生活子ども部児童福祉課長とする。

(会議)

第6条 推進会議は、主宰者が必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 主宰者は、必要があると認めたときは、会議に構成員以外の者を出席させることができる。
- 3 主宰者が必要と認めるときは、事案に応じて関係する構成員のみで会議を開催することができる。

(部会)

第7条 推進会議に、専門的事項について意見交換を行うため、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会は、主宰者が指定した者により構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会を構成する者の互選により選任する。
- 4 部会長は、部会の経過及び結果を推進会議に報告する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、児童福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の承認を経て主宰者が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年1月21日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年1月11日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

社会的養育推進計画検討会議 構成員名簿

所 属	職 名	備 考
学識経験者		
子育て支援団体関係者		
社会的養護関係者		
愛育乳児園	施設長	
桐育乳児園	施設長	
東光乳児院	施設長	
地行園	施設長	
鐘の鳴る丘少年の家	施設長	
児童養護施設希望館	施設長	
フランススコの町	施設長	
児童養護施設希望館 八幡の家	施設長	
東光虹の家	施設長	
児童養護施設子持山学園	施設長	
こはるび	施設長	
群馬県里親の会	会長	
県内ファミリーホーム	養育者	
県児童福祉課	課長	主宰者
中央児童相談所	所長	
北部児童相談所	所長	
西部児童相談所	所長	
東部児童相談所	所長	

(2) 社会的養育推進会議 開催経過

開催日		会議の主な内容
令和6年3月11日	全体会議	・国の計画策定要領等の内容把握
令和6年7月1日	第1回施設里親部会 第1回児童相談所部会	・現行計画の総括
令和6年8月5日	全体会議	・見直し後計画の構成（骨子案）の検討
令和6年10月8日	第2回施設里親部会 第2回児童相談所部会	・見直し後計画（案）の各論検討
令和6年11月11日	全体会議	・見直し後計画（案）の検討
令和7年2月10日	全体会議	・見直し後計画に関する最終調整

2 令和5年度末の計画達成状況

施策 目標	基本施策項目	達成状況（項目数）			評 価	一部のみ達成・未達成項目の 要因分析及び今後の方針
		達成・ 達成見込	一部達成	未達成		
養 育 環 境 の 整 備	（１）施設の高機能化及び 多機能化・機能転換、 小規模かつ地域分散化の推進	1	2	1	良好な家庭の環境を提供できるよう、個々の施設の実情を把握しつつ、必要な助言や補助金等の支援を行いながら施設の小規模化・地域分散化に取り組んだ。その結果、令和元年度以降で、児童養護施設の5施設で定員を見直し、1施設で地域小規模施設を新たに開設した。また、令和6年度に新たに2施設で地域小規模施設を建築予定である。 里親に対する研修は、施設のリポートを受けながら、義務研修及び義務以外研修を一貫して受講できる体制が整った。	○児童ができる限り良好な家庭の環境において養育されるよう、地域小規模児童養護施設の設置を推進する。 ⇨来年度以降に各施設において地域小規模施設の開設を計画している。 ○子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、できる限り原籍校への通学が可能となるよう児童養護施設における一時保護委託の受入体制の整備を推進する。 ⇨親子分離中に児童の原籍校への通学が可能とするための安全上の配慮や、送迎の負担について課題が多い。 ○ショートステイ事業やトワイライト事業の受入など、施設入所によらない地域における子育て支援を行う。 ⇨児童養護施設及び乳児院におけるショートステイの利用は地域サービスとして定着している。現状では、里親ショートステイ・トワイライトステイ事業を実施する市町村がないため、活用の検討を依頼する通知を令和6年6月に発出。
	（２）里親制度の普及推進、里親の確保	6	2	1	一部達成	
					児童ができる限り良好な家庭の環境において養育されるよう、地域小規模児童養護施設の設置を推進する。	
					子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、できる限り原籍校への通学が可能となるよう児童養護施設における一時保護委託の受入体制の整備を推進する。	
					達成	
					里親登録時や更新時の施設研修を始め、里親に対する研修など、里親の養育力向上のための支援を行う。	
					一部達成	
					ショートステイ事業やトワイライト事業の受入など、施設入所によらない地域における子育て支援を行う。	
					・令和4年度から5年度にかけて、「フォスタリング在り方検討部会」を開催し、有力な担い手たる里親の確保に向けた方策を検討した。 ・里親制度の普及促進及び担い手の確保を目的として、①関係機関と連携した啓発・リクルート活動、②里親相互交流事業（ピアサポート事業）、③研修・トレーニング事業を実施した。里親登録数は106世帯(2013)から270世帯(2022)と大幅に増加し、5年に1度の更新研修を経て、現在206世帯（2023）が登録。 ・各児童相談所における「家庭の養育優先の原則」に基づいたケースワークの結果、県内の里親委託率は、計画初年度である平成29年度末の21%から、令和5年度末の30.2%（速報値）に年々向上している。	
					一部達成	
					子どもの措置を検討する際には、「家庭養育優先原則」に基づき、まず里親委託を検討し、特に新生児の里親委託については積極的に進める。また、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組や普通養子縁組を考慮したソーシャルワークを行う。	
					達成	
					乳児院及び児童養護施設の里親支援専門相談員を里親登録数や里親委託率の増加を踏まえながら増員し、令和6年度には全乳児院及び児童養護施設に配置する。	
					達成	
					里親制度の周知及び里親確保のため、関係機関とも連携した広報活動を実施する。 新聞・ラジオ・行政機関の広報媒体・イベントや店舗でのリーフレット配布・講演会・制度説明会・出前講座 等	
					達成	
					児童相談所職員や里親支援関係者に対するフォスタリング業務に関する研修会を実施する。	
					達成	
					市町村子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターと児童相談所や児童家庭支援センターとの会議等の場において、里親制度について理解促進を図る。	
					一部達成	
					「1小学校区に1里親家庭」を目標に、地域ごとに里親を確保することを念頭に置いたリクルート活動を行う。	
					未達成	
					NPO等による第三者的里親支援機関の設立を支援し、連携を強化する。	
					達成	
					里親委託の成功事例を集約し、その事例を児童相談所間で共有することで、里親委託の推進を図る。	
					達成	
					ファミリーホームの養育者の要件を全国で統一するため、養育者は里親登録をしている者に限る。	
					達成	
養 育 環 境 の 整 備	（３）里親、ファミリーホームへの支援	3	0	0	・里親支援環境を整えることを目的として、各児童相談所の里親訪問支援員による訪問援助・相談・指導等を実施した。 ・令和2年度には、里親相互の支援活動を行うピアサポート事業が開始され、令和6年度からはすべての養育・養子縁組里親がピアサポートグループに在籍できるように見直された。 ・市町村要対協等の関係者連携会議を通じ、里親養育に対する個別支援が円滑に進むよう、情報共有を行っている。	○子どもの措置を検討する際には、「家庭養育優先原則」に基づき、まず里親委託を検討し、特に新生児の里親委託については積極的に進める。また、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組や普通養子縁組を考慮したソーシャルワークを行う。 ⇨計画初年度と比較すれば委託率は21%から30%へと大幅に向上したものの、全体の委託率は目標値35%に届かず、国の目標値との乖離が広がっている。要因としては下記が挙げられる。 ①こどもと里親のマッチングの問題 ・里親の希望する条件（年齢、性別、養子縁組可能性等）に合致しないことがある。 ②こどもが抱える問題の複雑化に伴う里親家庭への継続的な支援の問題 ・発達障害等こどもが抱える問題の複雑化に里親が対応するための養育技術の向上が必要。 ③実親の同意の問題 ・里親等委託に対する実親の同意を得ることが難しい。 ④登録里親の養育技術・経験にばらつきが存在する ・里親の養育技術及び経験にばらつきがあり、こどもの状態像によっては委託先の里親に限られる場合がある。 ○「1小学校区に1里親家庭」を目標に、地域ごとに里親を確保することを念頭に置いたリクルート活動を行う。 ⇨公立小学校297校（令和5年5月1日現在）に対し、同時期の里親登録世帯数は270世帯。小学校区に対して90.9%のカバー率となったものの、地域偏在性は高い。地域単位のリクルートよりも、実際に養育見込みのある里親候補者を優先的に登録促進しているため。 ○NPO等による第三者的里親支援機関の設立を支援し、連携を強化する。 ⇨「フォスタリング在り方検討部会」において、第三者的支援機関の設置の前段階として、R6年度から里親支援策を充実させ、フォスタリング機関設置の議論の足がかりとする方向性となっていた。そのような中、改正児童福祉法により里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられたため、その在り方について議論を要する。
					達成	
					里親やファミリーホームが安心して子どもを養育できるよう、児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置するなど、児童相談所のサポート体制を強化する。	
					達成	
					被虐待児や発達障害児など養育が難しい児童の増加が見込まれることから、里親の養育技術等の向上のための研修の充実、里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）を利用しやすい環境づくりを行う。	
					達成	
					要保護児童対策協議会における会議を活用し、多機関による里親及びファミリーホームの支援を行っていく。	

2 令和5年度末の計画達成状況

養育環境の整備	(4) 里親養育の包括的な支援	7	0	0	フォスタリング機関である児童相談所をはじめとする里親支援機関が連携し、包括支援体制を構築した。 ①里親制度の普及・啓発：県・児相、里親の会（広報啓発、体験談）、三児福祉会（里親リクルート事業（県委託）） ②里親トレーニング：県（専門研修）、児相（認定研修）、群養協（トレーニング事業（県委託）） ③里親委託等推進：児相（マッチング、里親支援） ④里親訪問等支援：児相（訪問支援）、里親の会（ピアサポート事業（県委託）、里親サロン）など
					達成 日常生活の中で里親制度に関する情報に触れられる機会を作るため、様々な広報媒体により普及啓発を行う。
					達成 里親になろうとする動機が里親制度の趣旨と合っているかなど、委託される子どものため、里親としての適性を丁寧に確認する。
					達成見込 里親の養育技術の向上を図るため、テーマ別の研修を行うとともに、里親同士のピアサポートを通じて互助関係の構築を図る。
					達成 フォスタリング機関が持つ里親家庭に関する情報や、児童相談所及び子どもが入所する施設が持つ子どもに関する情報など、関係機関が持つそれぞれのアセスメント情報を持ち寄り、適切なマッチングを行う。
					達成 定期的な家庭訪問や電話にて養育状況を把握し、個々の里親家庭の抱える課題に対応する支援を行う。
					達成 委託解除に当たっては、子どもに対し、事情に応じた丁寧な説明を行い、意見を聴くとともに、次の養育の場への移行に当たり、新しい環境への適応がしやすいよう丁寧な支援を行う。
					達成 里親に対しては、委託解除による里親の喪失感への配慮を適切に行い、次の委託の可能性を探ることで、モチベーションの維持につなげる。
	(5) 子どもの状況に応じた一時保護環境の整備	4	1	1	・児童虐待件数の増加に伴い、一時保護件数はH26年度から増加傾向となり、中央児相一時保護所では定員超過が常態化していた。R2年度の東部児相一時保護所の稼動により、両保護所合わせた定員超過日数は、H29の301日に対し、R2には98日までに減少。超過人数も大幅に抑えられ、環境の改善が図られた。 ・一時保護所は2箇所とも第三者評価を定期的に受審し、適正運営を行っている。
					達成見込 子どもに安全感や安心感を与えるためのケアを行うため、児童心理司などによる面接や、認知行動療法や遊戯療法などを念頭に置いた適切な対応を行う。
児童虐待の防止	(1) 児童虐待の予防・防止の取組強化	2	1	1	・令和3年に「群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例」を制定し、児童虐待に対する県の姿勢を明らかにするとともに、県一体となった児童虐待防止の取組強化を図っている。 ・国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿い、児童福祉司・児童心理司の計画的な増員を行っている。また、北部児相を除く3児相に虐待対応スーパーバイザーを配置し、迅速かつ適切な虐待対応を行っている。令和5年には、県内3児相共通の「虐待再発防止（保護者支援）ガイドライン」を作成し、虐待再発防止の取組を強化した。 。コロナ禍においても相談支援や関係機関との連携・調整を図るため、各児童相談所にICT機器を整備。
					達成 児童福祉司任用資格認定等研修を実施するとともに、市町村職員等を対象に「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング（ほめトレ）」のトレーナー養成講座を開催し、トレーナーの養成を行うことで、子育て講座の開催市町村を増やしていく。
					一部達成 各児童相談所に嘱託職員として「虐待対応スーパーバイザー」を配置し、職員体制の充実を図る。
					達成 児童相談所において、各都道府県が公表した児童死亡事例等の検証報告書をテキストとして学び、示された課題や提言を業務に反映していく。
					未達成 「市町村児童虐待対応マニュアル」を改訂し、法令改正や国通知、外国家庭への支援など新たな情報を盛り込み、市町村担当者がより使いやすい、適切な判断が行えるよう内容の充実を図る。
	(2) 警察、学校及び医療機関等の関係機関との連携強化	4	0	0	・市町村要対協個別ケース検討会議等の場を通じ、学校や幼稚園、こども園などの関係機関と連携している。 ・前橋赤十字病院を拠点とし、医療従事者の教育研修、地域の中核病院の体制整備支援、関係機関とのネットワーク化により、医療機関における虐待対応力が強化された。 ・児童相談所と警察との間で、児童虐待事案に関する情報の全件共有の実施、現役警察官を中央児相に配置、県警OBを東部児相に配置、中央児相施設内に少年サポートセンターを設置するなど、連携が進んだ。
					達成 要保護児童対策地域協議会においては実務者会議のほか、個別ケース検討会議も積極的に開催し、情報共有と支援の重層化を図る。
					達成 中学生や高校生に命や自分を大切にすることへの気付き、また、母性・父性の健全育成を促すため、出産や子育て、児童虐待等について学べるよう、学校に対し出前講座等の活用を働きかける。
					達成 地域の中核的な医療機関における虐待対応組織の整備を支援するとともに、中核病院を拠点とした地域の病院や診療所、市町村や児童相談所等とのネットワークの構築により、児童虐待対応の向上を図る。
					達成 群馬県警察少年課及び各警察署と児童相談所との情報交換会の開催や、児童相談所と警察との児童虐待事案に関する情報の全件共有の実施。

2 令和5年度末の計画達成状況

児童虐待の防止	(3) 被虐待児童の早期保護	4	0	0	・令和2年度の東部児童相談所一時保護所の稼働により、超過人数が大幅に抑えられ、早期の保護判断が可能となった。 ・令和3年「群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例」施行により、こどもの早期安全確認（いわゆる、「24時間ルール」）が徹底されるとともに、県民全体の意識醸成につながった。
					達成 本県独自のルールである24時間以内における子どもの安全確認を行うとともに、状況に応じて関係機関へ情報提供し、再発防止のための連携体制を構築する。また、24時間を超え、国の基準である48時間以内の安全確認もできない場合には、緊急判定会議を開催して立入調査の実施を検討する。
					達成 虐待の疑いが拭えないなど一時保護が必要であると認められるときは、親の同意が得られなくとも児童相談所長の権限で一時保護を行い、子どもの安全を確保する。
					達成 児童虐待防止医療アドバイザーを設置し、医学的診断により虐待の見落としを防ぐとともに、医療機関との連携を円滑に進める。
					達成 虐待が疑われる子どもの安全を確認するために強制的に家庭に立ち入る「臨検・捜索」の訓練を、警察と合同で実施していく。
人材の育成	(1) 施設職員の専門性の向上、人材確保	4	0	0	施設職員及び里親の各種研修を通じて、専門的な知識や技術を有する者が子どもをケアしながら養育するノウハウを共有した。。
					達成 基幹的職員による自立支援計画の適切なマネジメント、関係機関との連携の下で児童指導員や心理療法を担当する専門スタッフによるチームケアを可能とする体制整備を支援するため、基幹的職員研修を実施する。
					達成 群馬県児童養護施設連絡協議会が実施している、被虐待児童など心理的ケアや治療を要する子どもたちに対する専門的ケアに係る研修会の実施を支援する。
					達成見込 フォスティング業務における研修において、愛着形成や被虐待児、発達障害児等の養育に関する知識と養育技術向上のための研修会を実施する。
					達成 人材確保のため、保育士・看護師養成校等と連携した児童養護施設等による施設見学会やボランティア活動の積極的な受入れ、また、宿直補助員としての学生のアルバイト雇用を促し、児童福祉分野に興味を持っている学生からの人材確保に繋げる。
	(2) 市町村・児童相談所職員の専門性の向上	7	0	0	・児童福祉司任用資格等等研修、要保護児童対策調整機関の調整担当者研修、ほめて育てるコミュニケーション・トレーニングのトレーナー養成講座等を実施したことにより、職員の専門性が向上した。 ・県（児童相談所）と市町村が連携し、それぞれの機能強化を進めることができた。
					達成 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（2018年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）（以下、「新プラン」という。）に基づき、児童福祉司や児童心理司等の増員による児童相談所に体制強化を図るとともに、職員の専門性の向上のための研修の充実を図る。
					達成 市町村職員の専門性確保支援のため、児童福祉司任用資格認定研修や要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修等の実施などによる研修の充実を図る。また、「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング（ほめトレ）」のトレーナー養成講座を開催し、養育支援技術の向上を図る。
					達成見込 ほめトレのトレーナー養成講座を修了した市町村職員等による子育てプログラムを県内各地で開催し、養育方法に不安を持つ親に対して、ほめて育てる子育てを広めていく。
					達成 新プランに基づき、市町村における児童等に対する必要な支援体制を強化するため、「子ども家庭総合支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」の設置に向け、市町村への説明会を開催するとともに、先進事例の紹介を行うなどの支援を行う。
					達成 市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、市町村が在宅支援や特定妊婦の支援強化等、支援メニューが充実できるよう、児童養護施設等の多機能化や機能転換を踏まえた提案を行っていく。
					達成 児童相談所の児童虐待相談対応件数が年々増加する中、中核市による児童相談所設置など、児童相談所の強化が必要となっている。中核市による児童相談所の設置の意向を把握し、設置に向けた協議等、滞りなく設置が進むよう、必要な支援を行う。
					達成 母子生活支援施設は母子を分離せずに施設入所させ、母子ともに支援を行える施設であることから、市に対して家庭養育優先原則を踏まえた活用を周知していく。
	(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進	3	0	0	・子育てに関する様々な相談を受け付けるとともに、「ほめて育てるコミュニケーショントレーニング（ほめトレ）」や「アンガーマネジメント」など、子育てプログラムを開催する児童家庭支援センターが2箇所稼働。地域の児童虐待予防を担う機関として機能している。 ・児童相談所が同センターに対して、児童福祉法に規定する在宅指導措置を委託する「指導委託」を開始。市町村と児童相談所をつなぎ、専門性を活かして地域の児童家庭の相談対応を行っている。
					達成 児童家庭支援センターは、家庭からの子育て相談などの求めに応じて、電話、来所及び訪問による対応を行うとともに、子育て支援事業を実施するなど、地域への相談支援を行う。
					達成 児童相談所は、児童家庭支援センターとの連携を強化し、定期的な情報交換を行い、要保護性がある児童及びその家庭の指導を委託する。
					達成 児童相談所及び児童家庭支援センターは、市町村からの求めに応じ、技術的助言その他の援助を行う。

2 令和5年度末の計画達成状況

児童の自立支援（ライフサイクルを通した支援）	(1) 児童の自立支援策の強化	8	0	0	・令和6年4月施行の改正児童福祉法により、新たに法定事業となった社会的養護自立支援拠点事業所を中心に、施設等と児童相談所が連携を図り、措置費や貸付事業等の公的制度及び各種民間事業者による支援等を活用することで、児童の自立支援を行った。 ・児童自立支援事業を行う自立援助ホームは県内3箇所となり、施設退所児や高齢児の支援に当たっている。
	達成				子どもたちが、平等に社会のスタートラインに立てよう、児童養護施設に自立支援担当職員を配置する。
	達成				養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった子どもの学習支援の拡充を図る。
	達成				児童相談所と施設、里親、ファミリーホーム等との連携により、子どもの退所後の社会的自立までを見据えた「自立支援計画」の定期的な見直しを行う。
	達成見込				児童相談所、群馬県児童養護施設連絡協議会等と連携し、児童養護施設等の退所を控えた子どもたちに対する地域生活を始める上で必要な知識や生活技能を修得する講習会の実施、高校を中退・退学した子どもたちや退所した児童等に対する進路や求職活動等の相談、就業相談専門機関の活用等の支援を行う。
	達成				社会的養護自立支援事業を実施し、児童養護施設等の退所を控えた支援が必要な子どもたちに自立支援計画を策定し、生活や就業に関する相談に応じるとともに、退所した者同士が集まり交流を図る場を提供する。 また、措置解除後も里親の居宅や施設等での支援が必要な者に対し、居住費や生活費を支援する。
	達成見込				自立生活に必要な力が身につけていない状態で措置解除することがないよう、18歳以上の措置延長を積極的に行うとともに、中学卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童については、子どもや家庭の状況を踏まえて、子どものみならず家庭も含めた包括的な支援を行う。
	達成				18歳未満で措置解除する児童については、児童の居住市町村に情報をつなぎ、当該市町村において、必要に応じて要保護児童対策地域協議会で見守る世帯として登録するなど、家庭も含めた支援を行う。
	達成				義務教育後、就職自立を目指しながらも、家庭復帰が困難な子どもにとって重要な社会資源である自立援助ホームの設置を推進する。
	(2) 子どもの権利擁護体制の整備	6	0	0	・令和6年4月施行の改正児童福祉法により、社会的養護に係ることも権利擁護に関する様々な取組（児相や県における意見聴取等措置、意見表明等支援事業、こどもの権利擁護に係る環境整備）が規定されるため、令和5年度アドボカシー事業の成果や、国から示されるマニュアル等を踏まえ実施の検討を進めた。
	達成				一時保護をする子どもや、児童養護施設等への入所又は里親に委託する子どもに対して、一時保護時や入所又は委託時だけでなく、継続の際にも、定期的に入所等の理由や見通しを丁寧に説明する。また、意見表明できる年齢の子どもには、意見の聴取を行い、方針決定にできるだけ反映させる。ただし、子どもの最善の利益のために、子どもの意見が反映できないときには、その理由等を子どもに説明し、理解を得る。
	達成見込				子どもの権利ノートを改訂し、施設入所時や里親委託時に、児童相談所から児童に説明の上、配布する。
	達成				児童相談所職員、施設職員、里親等を対象に、子どもの権利ノートの活用など、子どもの権利に関するテーマを含めた研修会を実施する。
	達成見込				施設、里親、ファミリーホーム内での子どもの苦情を聞く体制や窓口、施設やファミリーホームについては第三者への相談体制の構築を促すとともに、子どもに対して児童相談所等も相談窓口であることを周知する。
	達成見込				被措置児童等虐待の通告や届出を受けた際は、「群馬県被措置児童等虐待対応要領」に基づき、児童福祉審議会が子どもから意見聴取するなど、講ずべき措置の速やかな遂行を図る。また、同対応要領については、必要に応じて改正を行う。
	達成見込				児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律第7条第4項に基づき、政府による児童の意見表明権を保障する仕組みの検討（令和2年4月1日から2年を目途）を踏まえ、子どもの権利擁護のための取組を行う。
	(3) アフターケア（施設退所後並びに里親及びファミリーホーム委託解除後の相談支援）への取組	3	0	0	・令和6年4月施行の改正児童福祉法により、新たに法定事業となった社会的養護自立支援拠点事業所を中心に、施設等と児童相談所が連携を図り、措置費や貸付事業等の公的制度及び各種民間事業者による支援等を活用することで、児童の自立支援を行った。
	達成				社会的養護自立支援事業を実施し、社会的養育経験者の生活上の問題について相談に応じるとともに、気軽に集まれる場を提供し、当事者同士の意見交換や情報交換を支援する。また、雇用先の開拓や就職面接等のアドバイスなど、就業支援を行う。
	達成				児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業を実施し、児童養護施設等の退所者又は里親委託の解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込めない者に対して、生活費や家賃にかかる費用の貸付を行う。なお、一定期間就業継続した場合には、貸付金の返済を免除する。

合計 62 6 4

◆達成・達成見込み 62項目（86％）
◆一部達成 6項目（8％）
◆未達成 4項目（6％）

3 当事者である子ども（ケアリーバーを含む）へのインタビュー

- (1) 目的 こどもの意見を見直し後計画に反映
- (2) テーマ 児童相談所／一時保護所／措置先／こどもの意見聴取
- (3) 対象 2年以上の社会的養護経験がある中高生以上の当事者
- (4) 構成 施設入所児童 3名（児童養護施設・障害児入所施設）
 里親・ファミリーホーム委託児童 2名
 社会的養護経験者 2名
- (5) 実施方法 対面ヒアリング形式（インタビュアー：児童福祉課職員）
- (6) 実施時期 令和6年 8月 各団体から候補者推薦
 9月 インタビュー実施
 1月 こどもへのフィードバック
- (7) 質問内容 下記のとおり
 - ・ 児童相談所が関わる中で、良かったこと、嬉しかったことはありましたか。困ったこと、こうして欲しかったことはありますか。
 - ・ 一時保護所にいたとき、良かったこと、嬉しかったことはありましたか。困ったこと、こうして欲しかったことはありますか。
 - ・ 施設／里親宅にいて、良かったこと、嬉しかったことはありましたか。相談できる相手はいましたか。
 - ・ 施設／里親宅にいて、困ったこと、こうして欲しかったことはありますか。
 - ・ (退所者のみ)自立に向けて、どのような支援が役に立ちましたか。または、どのような支援があるとよいと思いますか。
 - ・ 児童相談所職員／施設職員／里親等に、自分の意見は言いやすかったですか。
 - ・ 自分の気持ちや意見は、大切にされていると思いますか。
 - ・ こどもが意見を言いやすくなるために、どのような仕組みがあればよいと思いますか。
 - ・ こどもの意見を聴く人は、どのようなことに気を付けるとよいと思いますか。
- (8) インタビュー結果
 - ・ 67ページから78ページに記載の通り。
 - ・ プライバシーへの配慮等が必要な場合を除き、できる限りこどもの発言を原文通りに掲載している。
 - ・ プライバシーへの配慮上、特に必要がある場合を除いて、一人称は「私」、施設の生活単位は「ユニット」で統一している。
 - ・ 「施設」「里親」「ファミリーホーム」に対する意見は、現時点で措置中のこどもからの発言とは限らない。

①児童相談所の関わり

＜よかったこと・嬉しかったこと＞

- ◆ 生活の支援や、面談でのカウンセリングをしてくれた。月1回くらい、何もなくても話を聞いてくれるのがよかった。
- ◆ 相談によく乗ってくれた。意見も聞いてくれた。家のことを話しているときにうなずきながらよく聞いてくれて嬉しかった。
- ◆ 「最近どう？」って聴いてくれるのが嬉しい。困っていることが言いやすい。
- ◆ 自分に何かあったときに担当が悩みを聞いてくれて気持ちがすっきりした。
- ◆ 自分から相談したいことはあんまりないけど、月1とかで、他の用で来たときに話している。これまでも私の意見を聞いてくれた。希望どおりにならないときは理由を説明してくれたから、納得できないことはあまりなかった。
- ◆ 施設に来ることが少ないので、話した記憶があまりないけど、来てくれると話を聞いてくれる。聞き方が上手い。一番話しやすい相手。他の人には言わないと信用できるし、話しやすい環境をつくってくれるから話しやすい。
- ◆ 一時保護中に、オープンキャンパスに行きたくて、児相の人に相談したら、早めに出してくれた。
- ◆ 卒業式のシーズンに一時保護になり、担当者が卒業式の練習のために週2回学校に連れていってくれた。卒業式も出られた。担当だった人は話しやすかった。色々悩みの相談に乗ってくれた。
- ◆ こういう施設がある、どういう施設に入りたいか、と選択肢を説明してくれた。みんなと同じ中学の普通の施設が良いと言ったら、意見を聴いて普通の施設に決めてくれた。
- ◆ 赤ちゃんの頃から社会的養護で育っているのも、もし児相がいなければ支援を受けられないし、どこに駆け込めばいいかわからないと思う。
- ◆ 一人の担当がずっと変わらなかったのも、そのおかげで話しやすかった。仕事は遅かったけど、意見を尊重してやってくれた。

＜こうしてほしかった・こうなったらいいと思うこと＞

- ◆ あまり施設に来てくれない。これからのこととか、もっと積極的に話したい。
- ◆ 来るのは1年に数回。自分から話したいことがあっても、担当の人が忙しいと、すぐ来てもらえないことがある。
- ◆ 施設にはほとんど来ない。もっと来る回数が多いと思っていた。2ヶ月に1回くらいだと、話したいことがたまるのでちょろどいい。
- ◆ 中高生への訪問頻度を増やして欲しい。部活や学校で忙しく、悩みを持っていたり、病んだりしている子もいる。施設の人に話しにくいことを相談したい。大人と話す機会が大事だと思う。

- ◆ 用事が無くても、「最近何かあった？」と時々聞きに来てくれると良い。そうしたら小さな変化でも気づくと思うと思うし、特に話すことがなくても、何度も会えば親密度が高まる。自分が落ち込んでいることとか、気づいてくれたら嬉しい。
- ◆ 施設に入ってから、あまり来てくれなかった。他の子は半年に1回くらい来ていたけど、私のところは卒業後の進路の時くらいで、少なかった。もうちょっと来てほしかった。
- ◆ 一時保護所にいたとき、保護期間が長くて、担当さんが全然来ない子がいた。人によってバラツキがあるのは良くないと思う。
- ◆ 「児童相談所の先生が話しにきたよ」とみんなの前で言われると、他の子に「こいつ何かやらかしたんか」と思われてしまう。いつ来るのかあらかじめ教えてもらえるといい。
- ◆ 悩みがないのに話を聞きに来られて困ったことがあった。
- ◆ 児相の面接の時に、施設の先生が同席していると、遠慮して話せないことがある。同席が嫌なわけではないけど、数十分だけでも児相とこどもの1対1の時間を作ったほうがいいと思う。
- ◆ 何を決めようとするとき、いちいち児相に連絡するのがめんどくさい。パスポートを取ったり、口座を開いたりする時など。
- ◆ お金関係の相談とか、情報が欲しかった。施設のお小遣いのことや、退所後のお金のことなど。
- ◆ 中学生以降は、児相の役割がわかって相談することも増えたが、小学校低学年だと何もわからなかった。何をする人なのか、なぜ自分の話を聞きに来るのか、目的がわからなかった。小学生にも分かるように説明してもらうか、もう少し上の学年になってから話をした方がいいんじゃないか。
- ◆ 小さい頃、施設から里親の家に移ることになったときの説明がなかった。気づいたら荷物がまとめられて「引っ越しだよ」と言われたことしか覚えていない。その後、また別の場所に移るときは、ちゃんと挨拶したり、説明したりしてくれた。

②一時保護所の関わり

<よかったこと・嬉しかったこと>

- ◆ 自分と同じように、困っている子と共同に生活できる。そこで仲良くなれたら、苦痛が和らぐ気がする。
- ◆ 外界から遮断されていて、不便と表裏一体だけど、守られてる感はある。
- ◆ 相談に乗ってくれた。一時保護所での生活で困ったことがあると、他の子がいない部屋に連れて行ってくれて、職員が話を聞いてくれた。
- ◆ 規則正しい生活を送れたことがよかった。

- ◆ 遊ぶもの、勉強するスペース、いい食事があったこと。
- ◆ 職員が仲良くしてくれた。
- ◆ 同じ年頃の子達とテレビを見たり、遊んだり、話したりすることは楽しかった。
- ◆ 保護所の先生が人間関係の悩みの相談に乗ってくれて、安心して生活できた。
- ◆ わからない勉強を教えてくれたり、遊んでくれたりした。学習の時間が終わっても自由時間に、プレイルームにいるときに勉強を教えてくれたのがよかった。

＜こうしてほしかった・こうなったらいいと思うこと＞

- ◆ 高校生の時に一時保護になったので、学校に通えないことがとにかく困った。中学生、高校生は自習になってしまうから、ほとんど学べないし、この先どうなるか分からないから自習にも集中できない。学力や人間関係など、全てで置いて行かれる感じが嫌だった。一時保護中でも、高校に通える制度があったら使いたかった。一時保護所とか、別の場所から通う制度があったらよかった。同じ時期に高校生は何人かいたが、同じように感じていた。施設への一時保護ができるなら、広まってほしい。
- ◆ 一時保護所のこどもは学校に通えないので、研修を積んだボランティアや職員、学習支援を行える人がいたらよかった。自習のサポートをしてほしかった。こどもから自由な権利を奪ってしまう場所だからこそ、きちんと対策をしてほしい。
- ◆ 日課などは苦にならなかったけど、職員が足りないという理由で、小学生が外に出て遊べないことがあった。もっと柔軟に対応してくれたらいい。年長児をうまく使ってもいいと思う。
- ◆ 知らない環境だったことが不安だった。カードキーをあちこちで使っていて、閉じ込められている感じが強かった。
- ◆ 一緒の部屋の子や他の子が、裏で悪口を言うのが嫌だった。先生には言えなかった。年上の仲のよかった子に話したりした。
- ◆ 私もやんちゃだったけど、周りの子より、私だけに強く言うとか、言葉が強いとかがあった。
- ◆ こどもによって、先生からの扱いに差があった。特定の子にだけ優しくかった。平等に扱ってほしかった。
- ◆ こども同士でケンカになったとき、口でだけじゃなくて、ちゃんと止めて欲しい。
- ◆ 2～3週間保護所にいたけど、布団が薄くて、ずっとクーラーがついていて、寒くて眠れなかった。
- ◆ コロナが流行っている時で、警察のこともあったので、1週間くらいみんなと別の部屋にいたのがさみしかった。本を読んで過ごしたけど、何冊読まないと本を交換できないルールがあったのがちょっと困った。
- ◆ 規則正しく生活できるのはいいけど、夜が早い。就寝が21時半で、見たいドラマが見られなかった。

③施設の関わり

<よかったこと・嬉しかったこと>

(共通)

- ◆ 身体がいっぱい動かせて、外で遊べる時間があってよかった。部活を続けられなくて悩んでいるときに、職員が「自分の得意なことで、最後までできることをやろう」と言って、一緒に色々作ったり、作業してくれたりしたことが嬉しかった。
- ◆ 一般家庭よりも良い暮らしができていると思う。調理専門の人がいるから栄養バランスのとれた食事が3食で。庭が広い。
- ◆ 規則正しい生活をしていたので健康的だった。毎日外に出る時間もあり、ご飯もしっかりあった。施設にいるときは思わなかったが、出てから分かった。
- ◆ 相談したときに自分の悩みを聞いてくれる感じはする。目が合ったり、うんうんとうなずいてくれたりするときに聞いてくれていると感じる。
- ◆ 餅つきとか夏祭りとか、イベントやお出かけがいっぱいあったのが良かった。ユニットごとにお出かけして、東京とかディズニーに行くのが楽しかった。先生がスーパーに買い物に行くときに一緒に行けたのが楽しかった。
- ◆ 先生が誕生日にケーキを作ってくれた。こどもごとに好きなキャラクターでプレートを作ってくれたりして、それが嬉しかった。
- ◆ 誕生日を祝ってもらったことをすごく覚えている。職員からちょっとしたプレゼントなどで個人的に祝ってもらうのが嬉しかった。
- ◆ 年齢が近い子達と暮らすので、毎日が修学旅行みたいな感じで楽しかった。
- ◆ 就職や進学への支援体制が整っていて、たくさん気に掛けてもらえた。支援してくれる人が多くて、家具などの寄附をしてくれる人がいる。退所後も施設から1ヶ月分の食糧をもらえたり、「いっぽ(※群馬県社会的養護自立支援事業の委託事業所「ヤング・アシスト いっぽ」。以下同じ。)」で無料でパンをもらえたりするので、将来の生活の心配は感じない。

(ユニット型)

- ◆ 昔よりもこどもの人数が減ったので、話を聞いてくれるし、勉強も教えてくれる。家族っぽさは再現できていると思う。日常の会話とか、とても楽しく過ごせる。
- ◆ 広いし、図書室が大きくて嬉しい。

(地域小規模型)

- ◆ まわりの子と同じような生活ができていたので、いじめのようなものはなかった。小学校までは、施設が自分の家だと思っていたし、友だちの家の話が出てきても、施設とあまり変わらないなと思った。施設も割と自由だった。

＜こうしてほしかった・こうなったらいいと思うこと＞

- ◆ 施設は大きくて人数も多いから、ケンカが絶えず、うるさくて勉強に集中できない。何個かに分けて一軒家やアパートみたいな普通の家にしてほしい。ユニットの6人で一軒家に住むような感じだったらいい。
- ◆ 施設で暮らすこと自体は嫌じゃないけど、小学校の頃、屋上に上がって「あそこお前んち」と言われるのが恥ずかしかった。みんなと同じような家の建物がいい。他の子がしているみたいに、近所づきあいとか、ゴミ捨てとか経験したい。
- ◆ ユニットごとにルールが違うと困ってしまう。ゲームやタブレットを使っていい時間とか、バイト代で使える金額とか。施設で同じルールにした方がいいと思う。ユニットや、先生によって、ルールの守らせ方がちがう。施設全体のルールなら納得できるけど。ルールについてこどもに意見を聴いてくれるのは、いいところだと思う。
- ◆ 「これって本当に必要な？」と思うルールはあったが、困ったというか、面倒だった。他の子が悪いことをするとルールが厳しくなったりした。「これどうなの？」と思うものがあると、職員が見直してくれたりはした。
- ◆ 出かけるときは1週間前までに計画書を出すのが面倒くさかった。そんなに前から計画して出かけないから、不便だった。
- ◆ 話しやすい先生がいても、自分のユニットの先生にしか話せないという風潮があるので、困ることがある。同じユニットの先生だからこそ話しにくいこともある。
- ◆ 施設の先生には心配をかけたくない。気を遣っちゃう。先生達は仕事なので、本当は嫌々こどものお世話をやっているんじゃないかと思っちゃうことがある。
- ◆ 実際に見ていないのに、周りのこどもから聞いたことだけで注意したり、怒ってきたりするのが困った。私の話も最後まで聞いて、周りの話をもう1回聞いてから、間違いがあったら注意してほしい。
- ◆ 先生の数が増えるといいなと思う。先生は仕事が忙しいし、疲れてしまうので、各ユニットに一人しかいないと大変。親元を離れて不安な子の話し相手になったり、カードゲームの相手をしたり、そういう時間があればあればいいと思う。普段から遊んでくれると話しやすさにつながる。
- ◆ こどもと安定した人間関係を築けるシフトを組んで欲しい。遊んでくれたり、真剣に向き合ってくれたりする先生がいい。
- ◆ こども同士のいじめがあった。そのときは大人1人に対してこども8人くらい見ていたので、職員は手一杯で対応できなかったんだと思う。困ったときは他のユニットの先生に話をしていた。
- ◆ 親は必ず一人だけど、施設の先生はシフトで変わる。こども達は、「この先生は甘いな」「この先生のときはしっかりやろう」と、先生によって使い分けてしまう。若い先生はなめられがち。

- ◆ 年長児は、小さい子を優先して我慢することがある。本当は先生と1対1で遊びたいとか、話したいと思っても、言えない。
- ◆ 職員の人数が少ないときとか、日によって外で遊べない時がある。
- ◆ 施設内に、困ったことや意見を紙に書いて入れる箱があるけど、使ったことはない。使うところを誰かに見られてしまうから、プライバシーがなくて使いにくい。
- ◆ 同じユニットの子と仲が悪くなって、毎日会うのが嫌でユニットを別にしてもらいたかった。共通の部屋に行かないように、自分の部屋に引きこもっていた。自分の部屋は安心できたけど、扉の隙間から先生に見られて、目が合うのが嫌だった。
- ◆ こどもの数が少ないし、ゲームをする子が多いので、運動する機会がない。縄跳び大会とか、何か機会があると外に出る子が増える。ゲームをやりたい子のために、ゲーム大会とか、かくれんぼ大会とかでもいい。ちょっとした景品を用意するのもいい。
- ◆ 高校生でバイトすれば携帯が持てたけど、それまではYouTubeもSNSもLINEもできず、学校で友だちの話題について行けなかったり、「その会話知らないな…」ということがあったりした。パソコンは借りられるけど、調べ物の検索しかできなかった。インターネットは色々危険とかあるのはわかるので、先生の監視があってもいいから、SNSとかYouTubeが見られたら、話題についていけると思う。
- ◆ 携帯は夜9時以降は先生が預かって納戸の金庫に入れるルール。夜眠れなくなるから、仕方ないと思うけど、もう少し使いたかった。

④里親・ファミリーホームの関わり

<よかったこと・嬉しかったこと>

- ◆ 私のことを大事にしてくれていると感じられた。児相の先生よりも里親にたくさん話していた。「これが欲しい」と言うを買ってくれたりする。みんなで一緒に出かけたり、イベントをしたり。私や他の里子のために色々考えてくれていると感じられて嬉しい。
- ◆ 「大事にしてもらえた」という感覚があるから、私自身も「小さい子を大事にしよう」と思うことができた。
- ◆ 生活に自由がある。
- ◆ 施設から移り、里親宅で生活ができるようになったことがとにかく嬉しかった。普通の家に住んで、大学にも行かせてもらっている。
- ◆ 里親は、1対1で親身になって、困ったことが起きても何とかしてくれる。ダメなことはダメとも言ってくれるので、遠慮せずに率直な気持ちを伝えることがで

きる。

- ◆ 友達や先生には言えない悩みも、里親に言える。里親も、まずは「わかるよ」って受け止めてくれて、その後に「私はこう思うよ」と改善点を言ってくれる。
- ◆ 施設でできなかったことができるようになった。車で遠出や外食しに行ったり、知らないところで買い物できたりしたことが良かった。
- ◆ 誕生日を祝ってもらえたり、休みの日に私の行きたいところや食べたいものを聞いてくれたりしたことが嬉しかった。私は「特にこれがいい」という意見はなかったけど、私を中心にスケジュールを立ててくれていると感じて嬉しかった。
- ◆ 高校生になるときに、施設を出て里親宅に行くことを自分で決めた。ふれあい里親で長く関わりがあり、「行ってもいいかな」と思える人だったから。

＜こうしてほしかった・こうなったらいいと思うこと＞

- ◆ 里親と里子の相性を見極めるのがすごく大切。ふれあい里親の仕組みはあるけど、日常を経験するというよりは、もてなしてくれている感覚だから、本当の相性はわからない。ふれあい期間を1週間にするとかはいいかもしれない。
- ◆ 最初に行った里親とは合わず、嫌なことを言われたり、されたりしたこともあった。児相に話したくても、会わせてもらえなかった。
- ◆ もし里子が「この里親のところにいたくない」と思ったとしても、児相に相談したらここにいらなくなるんじゃないか、この先どうなるのか分からない、という不安がすごくあって、話せないんじゃないかと思う。里親も、「失格」と思われることが怖くて、本当に困っている時ほど相談できないと思う。
- ◆ 里親同士が相談できるピアサポートの仕組みは、里親さん自身も助かっていると思う。
- ◆ レスパイトは、里親と里子の関係を改善することにはあまり効果がないと思っている。もっと根本的なところを解決しないと。
- ◆ レスパイトで一時保護所を使うのは絶対にやめた方がいい。こどものためではなく、里親のためにするレスパイトなのに、なぜ自由のないところにこどもが連れて行かれるのかわからない。
- ◆ 里親との関係で困っているときや、里親に言えない悩みがあるときがある。里親がこどもを児相に合わせようとしなくても、用がなくても、定期的に会いに来て欲しい。
- ◆ ある程度成長してから里親の家に行ったので、「自分の家ではない」「人の家に住まわせてもらっている」という気持ちが勝った。「自由にしているよ」と言われても難しかった。里親は色々してくれるけど、こちらからは頼みづらかった。
- ◆ 嫌なわけではなかったが、過保護な感じだった。少し遅く帰っただけで、家族総出で探されていて申し訳なかった。施設の時はそのまでの騒ぎにならなかった。スマホを持ってからは、自分から連絡できたので大丈夫だった。

⑤退所後・委託解除後の自立支援について

<共通>

- ◆ 20 歳になって保険が変わるタイミングや、年金の学生特例について相談できたことがよかった。
- ◆ 大学の奨学金は、学費を心配しなくていいので助かる。
- ◆ 「いっぽ」に行くと、情報交換や同じ思いの当事者と思いを共有できるのでよかった。
- ◆ 18 歳で措置解除を考えると、いっぽに相談できたのでそれほど困らなかった。お金の相談などもできた。

<施設>

- ◆ 施設退所後も、施設の携帯と LINE で繋がれるし、先生の方からも気にかけてくれることがわかっているので、心配はない。
- ◆ 家を探したり、車の契約を一緒にしてくれたりするのがよかった。
- ◆ 施設にいる間に、自動車の運転免許が取れて、そのお金がもらえるのがすごくよかった。
- ◆ 高校生になったら、毎日自分で洗濯機を回して、干して、たたむことになっていたのが役に立った。
- ◆ 進学するとき、ユニットの先生が奨学金を色々調べてくれたり、作文を書くのを手伝ってくれたりしたのが良かった。
- ◆ メイクの仕方とか、マナーとか、社会に出るときの身だしなみをもうちょっと教えてほしかった。
- ◆ ひとり暮らしの準備に貯金を全部使った。お金のことはすごく心配だった。
- ◆ 自立に向けて、担当さんとお金の使い方や、生活の勉強を一緒にしている。自分の苦手なことを直してくれるのが嬉しい。

<里親・ファミリーホーム>

- ◆ 児相の解除後はどうしようと心配になったが、児童自立生活援助事業で、引き続き里親宅で生活できるので安心した。
- ◆ 生活について色々調べたり、いっぽに連絡したりしてくれた。引っ越しも手伝ってくれた。

⑥こどもの意見を聞くことについて

＜こども（あなた）の意見は大切にされているか・0～10で言うとどのくらいか＞

- ◆ 7～8くらい。話はしっかりきいてくれるし、解決策も教えてくれる。自分の全てをさらけ出せて、話しやすい人に出会えればもっと点が増えるけど、それは難しいと思う。
- ◆ 8くらい。職員によっては軽く済ませたり、めんどくさいって感じで終わりにしたりする人もいる。みんなが協力してくれるなら10になる。
- ◆ 8くらい。話す人によるから。
- ◆ 6.5くらい。言って思い通りになることは5くらい。だめな場合も納得できる理由を言ってくれる時があるから、それを足して6.5。納得ができるまでできる限り何回も説明してくれれば、もうちょっと上がる。
- ◆ 7とか8くらい。聴いてもらう機会はあって、全部が全部じゃないけど、できることは聞いて、やってくれた。同じことを言っているのに、人によって良いとかダメとか差があるので、それがなくなれば、もう少し点数が上がる。
- ◆ 言いやすい環境は作ってもらえていたと思う。信頼している里親や児相の職員には結構話した。
- ◆ 施設のルールのこと、こどもから意見があったときは、職員に言えば、ルールの変更自体は無理でも、向き合ってくれた。

＜施設職員や里親、児童相談所職員以外で、相談できる人はいるか＞

- ◆ 施設以外で相談できる人はいない。学校の先生に施設の話をしてもしようがないし、学校から施設に連絡されてしまうので。
- ◆ 学校の先生に話せばいいとは思ってたけど、取り合ってもらえないのではないかと思っていた。スクールカウンセラーの先生がいるのは当時は知らず、後から気づいた。
- ◆ 一番相談できるのは家族。2番目は施設の先生。3番は友だち。学校の先生とかにはあんまり言えない。
- ◆ 施設以外で相談できるのは、学校の友だち。学校の先生は進路の相談をしたくらい。

＜どんなことがあれば、こどもが意見を言いやすくなるか＞

- ◆ あまりかしこまらず、友だちと話すような感じで、親しい感じで話しかけてくれると言いやすい。でも、本当に大事な話は真剣に聞いてほしい。真剣な話でも、「なるほど」みたいな相づちとか、笑顔とかを入れた方がいい。
- ◆ 最初からため口だと「何だこいつ」と思うが、慣れてきたら、友達のように話をしたい。
- ◆ 大人とこどもで話すよりも、年の近い人と話す方が緊張がほぐれる気がする。あ

まり年が離れていると緊張する。なんか怖そうに感じる。初対面よりも何回か会った人の方が話しやすい。

- ◆ 就職したての職員は年が近くて話しやすかった。昔からいる職員も話しやすかった。
- ◆ 大事な話をしてもいいと思える人は、長く一緒にいて、この人なら怖くないなど思える人。優しい人、否定しない人。
- ◆ すぐに否定から入る人は話しづらい。できないことはあっても、叶えられるように一緒に考えてくれる人が良い。年が近い人、新卒とか1～2年目の人が話しやすかった。その人は自分で判断できなかったけど、話す分には年の近い人の方が良かった。もっと上の人は、すぐにダメっていうから。
- ◆ 遊べたり、冗談を言えたりする職員さんの方が話しやすい。ダメなときはダメと注意するけど、でかい声で言わないで、細かく整理させてくれる人が話しやすい。
- ◆ ラフな人の方が話しやすさがある。友達感覚で話をしてくれるとよい。
- ◆ こどもと大人には壁がある。年齢が近いと、聴く音楽など共通の話題があるからいい。20～30代の人あまり話したくない。
- ◆ その子によって、女性の方が話しやすいとか、男性がいいとかあると思う。私の場合は、苦手なことを一緒にやってくれる人が相談しやすい。
- ◆ 悩みがあったときにまずは分かってほしい。その後に自分の意見を言ってほしい。まず否定する人には話したくない。
- ◆ 施設の先生には言いづらい話を聴いてくれる、別の立場の人がいると良い。
- ◆ 施設の先生に言えずに困ったことがあったら、匿名で困ったことを書いて、専門の人に解決してもらえそうな、ポストのような物があったら嬉しい。専門家でなくても誰かに話を聞いてもらいたい時もある。
- ◆ 施設だと、周りがガヤガヤしてて、ゆっくり話す時間がない。困っていること、話したい内容を書ける紙を置いてほしいなと思う。こどもが話したいなっていうときに職員さんがいなかったりするので、話しやすい職員の名前や、話したい内容を書く紙があると嬉しい。1対1で話せたらいい。
- ◆ 直接言えなくても、LINEとか色々なツールを使ったらいいかもしれない。
- ◆ 相談窓口の人に名刺をもらい、話を聞いてくれる場所に2～3回行ったことがある。話す人や場所は自分で選べるという。
- ◆ アンケートとかもいいと思うけど、文字だけでは気持ちが分からないので、直接会ったほうが良いと思う。小学生の時にアンケートがあったけど、そこに書かない人も多かった。
- ◆ 意見を聴くのはいいと思うけど、「仕組み」「制度」と言われると使いにくい。裏で話しあっているのかな？と思ってしまう。誰にも言わないということを大前提に、普段から仲の良い先生に話をするのだったらいいと思う。相手との約束を

守る人、聞いたことを人に話さない人に話をしたい。秘密を守ってくれることが第一条件。

- ◆ 意見箱があるのはいいけど、結局書かない。書いてる人をあんまり見ないので書きづらい。何か恥ずかしいと私は思っちゃう。
- ◆ みんなが答えるアンケートは、結局みんなに広まるんじゃないかと心配。
- ◆ LINE なら、自分のタイミングで相談できるから、使いやすいと思う。
- ◆ 大きい子なら、いっぽなど、相談機関に来られるとよい。難しければ、メールのやりとりとか、Google フォームの簡単なアンケートを使ってもいいと思う。
- ◆ 小学生は、里親に言えないことを児相に相談するというのは難しいと思う。まず里親から児相につなげてもらうことが必要だけど、何で？と言われてしまう。直接里親以外の人に相談できる仕組みがあると良い。児相担当が定期的に家に来れば、里親のいないタイミングに話せる。事情を知っている学校の先生を通じてアンケートをとるのも良いと思う。
- ◆ 私は誰とでも話せるが、言いづらい子どももいる。直接ではなく、メールやアンケートで答える機会があるとよいと思う。中には、施設の職員を信用していない子どももいるため、施設のことにに関するものは回答しづらいと思う。もし封筒に入れて見えなくしても、職員を信用していない子どもは、「見られてしまうのでは」と警戒する。

⑦その他意見

- ◆ ママは相談できる人がいなくて困っていた。家から離れないといけない子どもが少なくなるように、お父さん、お母さんが子育ての相談をできる場所を案内するチラシをそこら中に貼ると、逃げ道ができていいと思う。24時間体制で、お父さん・お母さんが困ったときに駆け込めるような建物を作ったら、手を上げてしまう前に助けを求められるんじゃないかなって思う。
- ◆ お父さん、お母さんが子育てを嫌になる前に、月1回とか、半年に1回、「子育てどうですか」と聞きに来てくれる人がいるといい。子育てを経験している人がいい。お父さん、お母さんの心のケアをしてあげてほしい。私自身も、辛い時に大丈夫？と言ってもらえると、100の悩みが40くらい消える。
- ◆ 施設みたいな子どもの居場所がもう少し増えたら、安心する人もいると思う。
- ◆ 友達は自分の名前の由来を知っているのに、私は知らない。高校生になってから、乳児院でアルバムを見せてもらったのがよかった。私のことを知っている人がいてくれて嬉しかった。
- ◆ 小学校の宿題で、名前の由来を親に聞くというのが難しかった。やらないのは浮

いてしまうので、施設の先生が漢字の意味から「私がこの名前をつけるとしたら…」と考えてくれて、乗り切れた。

- ◆ 学校で友達と家の話をすると、何て言えばいいか分からない。施設にいることを言ったら、捨て子だと言われて嫌だった。
- ◆ 困っているほどではなかったけど、施設の人が学習参観に来てくれるとき、毎回人が違ったり、複数の子を見に行ったりするので、友だちに「何で？」と不思議がられていた。小学校高学年になると、色々わかってくれたので、そういうのはなくなった。
- ◆ 今のこどもはネットの人に電話したりとかそっちに頼りがち。私も、誰でもいいから相談したいって時があったけど、ネットの人に相談しても何も変わらないからよくない。中学生の頃はそれがわからなかった。
- ◆ 行政だけが頑張るのではなくて、当事者の仲間がほしい。当事者団体があってもいい。まずは遊びを通じて、大変な思いを仲間同士で共有して、発信していくことも必要だと思う。

4 市町村における家庭支援事業の確保方策

〇ぐんまこどもビジョン2025別冊「第3期群馬県子ども・子育て支援事業支援計画（令和7～11年度）」（抄）

◆「量の見込み」と「確保方策」の記載

「量の見込み」とは、県民の利用希望見込数を示したものです。

「確保方策」とは、「量の見込み」の受入れ可能見込み数を示したものです。

「確保方策」が「量の見込み」を下回っている場合は、その状態を解消するための取り組みを積極的に進めていくことになります。

（中略）

（5）養育支援事業等

・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

※量の見込み：実人数

圏域	実施時期（年度）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
県全体	量の見込み	（人）	1,311	1,297	1,287	1,278	1,272

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

※量の見込み：事業実施の有無（市町村数）

圏域	実施時期（年度）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
県全体	実施予定		22	22	22	22	22

（中略）

（7）一時預かり事業等

・一時預かり事業の推進

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点とその他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

・子育て短期支援事業の推進

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。（短期入所生活援助事業〈ショートステイ事業〉及び夜間養護等事業〈トワイライトステイ事業〉）

・病児保育事業の推進

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育をする事業です。

・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の推進

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○解説

児童の保育が困難となったときに一時的に預かる事業は上記のとおりですが、利用者のニーズの分類に応じて、「量の見込み」とそれに応じた「確保方策」を分けると、次の5つに区分することができます。

- ① 幼稚園における在園児を、保護者の就労終業時まで預かる事業
- ② 児童を一時的に預かる事業
- ③ 保護者の疾病等に寄る身体上の理由や経済的な理由により、児童又は母子等を一時的に保護する事業（ショートステイ事業）
- ④ 病児や病後児を一時的に預かる事業
- ⑤ 就学後の児童を一時的に預かる事業

① 幼稚園における在園児を、保護者の就労終業時まで預かる事業

一時預かり事業（幼稚園在園児対象）

※量の見込み：年間延べ利用人数

圏域	実施時期（年度）			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
県全体	①量の見込み	1号利用	(人日)	462,527	456,253	447,568	440,777	434,726
		2号利用	(人日)	33,420	31,881	30,948	29,844	29,958
	②確保方策	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	(人日)	494,249	488,078	479,990	472,964	466,700
		上記以外（私学助成（預かり保育推進事業）による預かり保育、幼稚園における長時間預かり保育運営費新事業による3～5歳児の受入れ等）	(人日)	25,748	24,631	24,347	23,830	24,042
	過不足（②－①）		(人日)	24,050	24,575	25,821	26,173	26,058

② 児童を一時的に預かる事業

一時預かり事業（幼稚園在園児対象を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業除く））、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

※量の見込み：年間延べ利用人数

圏域	実施時期（年度）		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	
県全体	①量の見込み	(人日)	39,316	38,725	38,500	37,799	37,470	
	②確保方策	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	(人日)	29,191	28,713	28,577	27,988	27,723
		子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業を除く))	(人日)	12,597	12,542	12,481	12,429	12,383
		子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	(人日)	155	154	154	153	153
	過不足（②－①）		(人日)	2,626	2,684	2,711	2,771	2,789

③ 保護者の疾病等による身体上の理由や経済的な理由により、児童又は母子等を一時的に保護する事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業（ショートステイ）

※量の見込み：年間延べ利用人数

圏域	実施時期（年度）		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
県全体	①量の見込み	(人日)	1,581	1,577	1,576	1,578	1,585
	②確保方策	(人日)	1,638	1,623	1,637	1,631	1,629
	過不足（②-①）	(人日)	57	46	61	53	44

④ 病児や病後児を一時的に預かる事業

病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業））

※量の見込み：年間延べ利用人数

圏域	実施時期（年度）		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	
県全体	①量の見込み	(人日)	22,663	23,199	23,620	24,323	25,374	
	②確保方策	病児保育事業	(人日)	26,236	26,244	26,033	25,824	26,737
		子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業））	(人日)	3,288	3,288	3,289	3,287	3,286
	過不足（②－①）		(人日)	6,861	6,333	5,702	4,788	4,649

⑤ 就学後の児童を一時的に預かる事業

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（就学後））

※量の見込み：年間延べ利用人数

圏域	実施時期（年度）		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
県全体	①量の見込み	(人日)	18,593	18,834	19,077	19,337	19,600
	②確保方策	(人日)	19,875	19,818	19,763	19,725	19,690
	過不足（②－①）	(人日)	1,282	984	686	388	90

(中略)

(11) 令和4年児童福祉法改正に伴う新事業

令和4年の児童福祉法の改正により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が創設され、令和6年度から新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。

・子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を対象に支援員が訪問し、家事・育児の支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に実施するものです。

※量の見込み：年間延べ利用人数

圏域	実施時期（年度）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
県計	①量の見込み	(人)	9,966	9,926	10,113	10,167	10,192
	②確保方策	(人)	9,570	9,572	9,796	10,215	10,240
	過不足（②－①）	(人)	▲396	▲354	▲317	48	48

・児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものです。

※量の見込み：実人数

圏域	実施時期（年度）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
県全体	①量の見込み	(人)	72	73	75	76	77
	②確保方策	(人)	40	60	60	80	80
	過不足（②－①）	(人)	▲32	▲13	▲15	4	3

・親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者やその児童に対し、講義やロールプレイ等を通じて、親子の関係や子どもとの関わり方について情報の提供・助言の実施をすることで、健全な親子関係の形成が図られるよう支援するものです。

※量の見込み：実人数

圏域	実施時期（年度）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
県全体	①量の見込み（実人数）	(人)	198	197	202	207	206
	②確保方策	(人)	265	265	270	276	276
	過不足（②－①）	(人)	67	68	68	69	70

5 関係法令等

(1) 児童福祉法（抄）

（昭和 22 年法律第 164 号）

第一章 総則

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第一節 国及び地方公共団体の責務

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第三条の三 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

2 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

3 国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第二節 定義

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。

第五条 この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

第六条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

（中略）

第六条の三 この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居その他内閣府令で定める場所における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう。

- 一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、措置解除者等（第二十七条第一項第三号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。以下同じ。）であるもの（以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という。）
- 二 満二十歳以上の措置解除者等であつて政令で定めるもののうち、学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒であること、同法第八十三条に規定する大学の学生であることその他の政令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたもの

（中略）

8 この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、内閣府令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他の内閣府令で定める者（次条に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

（中略）

15 この法律で、親子再統合支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

16 この法律で、社会的養護自立支援拠点事業とは、内閣府令で定めるところにより、措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。

17 この法律で、意見表明等支援事業とは、第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことに係る意見又は意向及び第二十七条第一項第三号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。

18 この法律で、妊産婦等生活援助事業とは、家庭生活に支障が生じている特定妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童を、生活すべき住居に入居させ、又は当該事業に係る事業所その他の場所に通わせ、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設その他の関係機関との連絡調整、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項に規定する特別養子縁組（以下単に「特別養子縁組」という。）に係る情報の提供その他の必要な支援を行う事業をいう。

（中略）

第六条の四 この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。

一 内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（都道府県知事が内閣府令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の内閣府令で定める要件を満たす者に限る。）のうち、第三十四条の十九に規定する養育里親名簿に登録されたもの（以下「養育里親」という。）

二 前号に規定する内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によつて養親となることを希望する者（都道府県知事が内閣府令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。）のうち、第三十四条の十九に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの（以下「養子縁組里親」という。）

三 第一号に規定する内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（当該要保護児童の父母以外の親族であつて、内閣府令で定めるものに限る。）のうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるもの

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターとする。

2 この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて内閣総理大臣が指定するもの（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）に対し行われる治療をいう。

（中略）

第四節 実施機関

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない

一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とする認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- 2 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- 3 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。
- 4 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 国は、市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。
- 第十条の二 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。
- ② こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。
- 一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- ③ こども家庭センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たつて、次条第一項に規定する地域子育て相談機関と密接に連携を図るものとする。

- 第十条の三 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足る体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。
- ② 地域子育て相談機関は、前項の相談及び助言を行うほか、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
- ③ 市町村は、その住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

- 第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
- 一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及

びこれらに付随する業務を行うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。

ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

(1) 里親に関する普及啓発を行うこと。

(2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

(3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

(4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。

(5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の内閣府令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。

ヌ 措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

2 都道府県知事は、市町村の第十条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができる。

3 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

4 都道府県知事は、第一項第二号トに掲げる業務（以下「里親支援事業」という。）に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定により行われる里親支援事業に係る事務に従事する者又は従事していた者

は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 6 都道府県は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 国は、都道府県における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

- 2 児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- 3 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。
- 4 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第二十八条第一項各号に掲げる措置を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- 5 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第三項に規定する業務（前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。
- 6 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。
- 7 都道府県知事は、第三項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。
- 8 国は、前項の措置を援助するために、児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二条の四 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設（以下「一時保護施設」という。）を設けなければならない。

- 2 都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。
 - 3 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 一時保護施設に配置する従業者及びその員数
 - 二 一時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
 - 三 一時保護施設の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- （後略）

（2）児童虐待の防止等に関する法律（抄）

（平成12年法律第82号）

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の

形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職

員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

- 6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 8 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

（後略）

（３）群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例（抄）

（令和３年３月２６日条例第１１号）

第１章 総則

- 第１条 この条例は、虐待から子どもの生命を守ること（以下「虐待防止」という。）及び子どもの権利を擁護すること（以下「子どもの権利擁護」という。）に関し基本理念を定め、県、保護者及び県民の責務並びに市町村及び関係機関等の役割を明らかにするとともに、虐待防止及び子どもの権利擁護に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（中略）

- 第１１条 児童相談所の所長（以下「児童相談所長」という。）は、通告を受けた場合には、直ちにその内容に係る調査を行い、市町村及び関係機関等と連携して、当該通告を受けてから２４時間以内に当該通告に係る子どもとの面会、面談等の方法により安全確認措置を講ずるよう努めなければならない。

２ 保護者、子どもと同居する者及び関係機関等は、安全確認措置に協力しなければならない。

３ 児童相談所長は、安全確認措置を行うに当たっては、近隣住民、児童福祉施設の職員、学校の教職員、子どもが居住する住宅を管理し、又は所有する者等に対し、必要に応じて情報の提供を求めることができる。

４ 児童相談所長は、安全確認措置を行った場合は、速やかにその事案の緊急度及び重症度を判断し、当該子どもの安全確保のため必要があると認める場合は、一時保護を行い、又は適当な者に委託して一時保護を行わせなければならない。

（中略）

- 第１５条 知事は、子どもの安全を確保し適切な保護を図るため、児童相談所が把握した虐待に係る情報について、必要と認める範囲で警察本部長と共有し、虐待防止のため協

働するものとする。

第16条 県は、虐待を受けた子どもがその心身の状況に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療機関相互の連携協力体制の整備に努めるものとする。

2 県は、医療機関における虐待の見逃しの防止に資するよう、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他の医療関係者（以下「医療関係者」という。）に対する虐待に関する専門的な研修の実施並びに県、市町村及び医療機関の連携協力体制の整備に努めるものとする。

3 医療関係者は、健康診査、診療、保健指導その他の子ども及びその家庭に接する機会を通じ、支援が必要な子ども及び家庭の把握及び支援並びに虐待の未然防止及び早期発見に努めるものとし、虐待が疑われる場合は、躊躇なく児童相談所等に通告するとともに、医学的知見に基づき説明を行うものとする。

（後略）

（4）子ども・子育て支援法（抄）

（平成24年法律第65号）

第一章 総則

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（中略）

第五章 子ども・子育て支援事業計画

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術が必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(中略)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

二 教育・保育情報の公表に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であつて子どもの福祉又は教育に関す

る事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。
(後略)

(5) 児童憲章

(昭和 26 年 5 月 5 日)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保証される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あや、まちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

群馬県社会的養育推進計画
(令和2年3月改定／令和7年3月中間見直し)

群馬県生活こども部児童福祉課
前橋市大手町一丁目1番1号
☎027-226-2628